

みんなでささえる 国保会計



～ よくあるお問い合わせについて ～

皆さんから寄せられるさまざまなお問い合わせの中でも多い質問で、「国保税」についてお答えします。（「保険証」や「国保係からのお知らせ」などは、前号に掲載しています。）

●健康保険にはかならず入らないといけないのですか？

現在の健康保険は「国民皆保険」制度により、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合保険、船員保険、国民健康保険（以下：国保）のいずれかに必ず加入しなければなりません。

国保以外の保険加入者は、給与から保険料を引かれますが、国保加入者は保険料として国保税を納付することになります。

国保税は、世帯の人数・被保険者の年齢・資産状況・所得などで算出されます。

他の健康保険に加入されている家族がいる方は、収入の状況によっては被扶養者となる場合がありますので、ご家族の職場にご相談ください。

●年度の途中で他の健康保険に加入したのですが、国保税はどうなりますか？

健康保険に異動があった場合は、今までの国保の保険証と新しい職場の健康保険証と印かんを持って、14日以内に届出をしてください。

届出により、実際に国保に加入していた期間の国保税を月割で再計算し通知します。今までに納付されている額が多ければ還付となります。

届出をしないと、国保の資格がそのまま継続されますので、国保税の納付義務も続きます。

転出された場合も同じように、国保加入の期間の国保税を月割で再計算し、納付されている額が多ければ還付されます。



●年度の途中から国保に加入した場合、納付はいつから？

加入した月から国保税が課税され、届出した翌月からの納付となります。

国保加入の手続きは、前の健康保険の資格喪失日がわかるもの（資格喪失連絡票など）と印かんをお持ちのうえ、14日以内に届出をしてください。



事業者さんへお願い

国保加入日の決定に必要ですので、雇用していた人が離職したり船を降りた時（船員）などは、必ず健康保険の資格喪失連絡票などを離職者に渡してください。

●国保税に滞納がある時は？

通常の保険証の期限は、4月1日から翌年3月31日までの1年間です。

滞納があると、有効期限が短い短期の保険証や資格証明書を交付します。

※資格証明書では、いったん医療費が10割負担となります。

この他にも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ

【本 庁】住民課 国保係

☎43-2800(直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3111(直通)